

第6章

計画の推進

1 推進体制の整備と計画管理

○この計画を推進するためには、町民や関係団体等に計画内容を知っていただき、行動してもらうことが必要です。このため、広報や出前講座等により、計画の周知・浸透を図ります。

○計画の着実な推進を図るため、庁内の横断的な連携を進め、計画推進に係る情報や資源等の共有を図ります。そのうえで、町の保健福祉課・社会福祉協議会で構成する地域福祉関係連絡会議で推進に向けての具体的な方策等を検討し、各関係機関と連携した取り組みを進めていきます。

○町民・事業者・町・社会福祉協議会の協働による計画の推進

地域福祉を推進するためには、町民・事業者・町がそれぞれの立場で知恵を出し合い、力を発揮することが重要です。

まず、様々な地域での課題解決のために、ともに手を携え解決策を見つけて行動することが、誰もが安心して暮らし続けられるまちの実現の第一歩です。

(1) 町民の役割

町民一人ひとりが地域福祉についての理解を深めるとともに、私たち自らが地域を構成する一員であることを認識することが必要です。

身近なところで何ができるのかを考え、ともに支え合いながら、自主的な地域活動の実践により地域福祉を実現することが期待されます。

(2) 事業者の役割

福祉サービスの供給主体として町民の多様なニーズに応えるとともに、利用者の意向を十分に尊重し、サービスの質の向上に努めるとともに、他のサービスとの連携により総合的なサービス提供に取り組むことが求められています。

(3) 町の役割

町は、本計画に掲げる施策を総合的に実施し、地域福祉の推進に努める必要があります。

町民及び事業者の地域福祉に関する活動に対し、その自発性を尊重するとともに、町民が主体的に地域活動に参加できるよう、多様な参加機会や情報の提供などを行います。

町職員一人ひとりが意識を持ち、地域社会の構成員であることを認識して、常

に研鑽を重ねて町民の信頼を得ることが必要です。

住民とともに協力し、お互いに支え助け合う町民と協働する職員の育成に努めます。

（４）社会福祉協議会との連携による事業の推進

社会福祉協議会は、平成 12 年の社会福祉法改正により、地域福祉を推進する中心的な団体として位置付けられました。

本計画の基本理念・基本目標を実現するためには、地域活動への幅広い町民参加をはじめとして、計画の各分野で社会福祉協議会が大きな役割を担うことが期待されます。

そのため本計画は、町が策定する地域福祉計画と社会福祉協議会がつくる地域福祉実践計画を一体的に策定したもので、事業実施にあたっては相互に連携しながら、計画の実現を目指します。

○計画の進行管理

本計画の進行管理を行うため、町民の代表で構成された「地域福祉計画策定委員会」において、進捗状況の評価・見直しを行う P D C A サイクル手法を用いて年度ごとの進捗状況を把握・評価し、その後の計画の推進に反映します。



・ P D C A サイクル・・・ P l a n（計画）→ D O（実行）→ C h e c k（評価）→
A c t i o n（改善）のサイクルを繰り返し行うことで、継続
的な業務の改善を促す技法。



ちょこっと茶屋（カフェ）



認知症の人にやさしいお店登録のステッカー